

当院における人員配置基準について

当院は、厚生労働大臣が定める看護をおこなっている医療機関です。下記人員配置基準により、看護・介護にあらせていただいております。

1. 療養病棟入院基本料 1

・病棟：2A、2B、2C、2D（4病棟） 232床

平均して、入院患者様 20 人に対して 1 人以上の看護職員（看護師比率 20%以上と、入院患者様 20 人に対して 1 人以上の看護補助者がいます
（療養入院 第 597 号・令和元年 7 月 1 日）

令和 7 年 5 月